

北海道大学医学部保健学科・大学院保健科学院・医療技術短期大学部同窓会 規約

第 1 章 総則

第 1 条 本会は、北海道大学医学部保健学科・大学院保健科学院・医療技術短期大学部同窓会（略称：北大保健同窓会）と称する。

第 2 条 本会は札幌市北区北12条西5丁目 北海道大学大学院保健科学研究院内に置く。

第 3 条 本会は会員相互の親睦を深め、会員の発展を図るとともに北海道大学医学部保健学科・大学院保健科学院の隆盛、発展に寄与することを目的とする。

第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 会員名簿の作成と管理
- 二 会員との連絡および情報交換
- 三 北海道大学大学院保健科学研究院および医学部保健学科との連携、協力
- 四 ホームページの管理と運営および広報活動
- 五 その他の目的を達成するために必要な事項

第 5 条 本会は本部を置くことができる。

第 2 章 会員及び会費

第 6 条 本会は下記の会員により構成される。

一 正会員

- ・北海道大学医学部保健学科卒業生
- ・北海道大学大学院保健科学院修了者
- ・医療技術短期大学部卒業生
- ・医療技術短期大学部専攻科助産学特別専攻修了者
- ・その他、役員会が認めた者

二 賛助会員

- ・正会員以外の北海道大学大学院保健科学研究院教員及び北海道大学医療技術短期大学部の教員であった者

第 7 条 本会は終身会費 1,000 円の会費を納入するものとする。

第 3 章 役員

第 8 条 本会は役員会を設け、保健学科の各専攻、医療技術短期大学部の各学科及び専攻科から選出された各 1 名以上の役員をもって構成される。

第 9 条 会長は役員より選出される。

第 10 条 会長は役員から副会長を 3 名、総務部部長、会計、広報部部長、企画部部長を各 1 名任命する。

第 11 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再選を妨げない。

第 12 条 役員は下記の権限及び任務を持つ。

- 一 会長は会務を総理し会を代表する。
- 二 副会長は会務を統括し会長に事故があるときはこれを代行する。
- 三 総務部部長は総務部の統括をし、総務部は下記を行う。
 - ・ 一般事務
 - ・ 名簿管理
 - ・ 記録保管
- 四 会計は会の会計を処理する。
- 五 広報部部長は広報部を統括し、広報部は下記を行う。
 - ・ 同窓生の主な勤務先である医療機関等へ総会、同窓会、ホームカミングデーの周知
 - ・ ホームページの運営
 - ・ 同窓生に対して保健学科広報誌への原稿作成依頼
- 六 企画部部長は企画部を統括し、企画部は下記を行う。
 - ・ ホームカミングデーの運営
 - ・ 同窓会の開催

第 4 章 会議

第 13 条 会議は総会、役員会の 2 種とする。

第 14 条 総会は会長が招集し、原則として年 1 回開かれる。
ただし、会長、役員会が必要と認めるときまたは会員の 3分の1 以上から会議の目的を示してその開会の請求があったときは臨時にこれを招集することができる。

第 15 条 総会は本会の最高機関であり、次の事項は総会の議決を必要とする。

- 一 年度事業報告
- 二 年度収支決算
- 三 年度事業計画
- 四 年度収支予算
- 五 会則の改正
- 六 財産目録、財産の処分
- 七 役員承認
- 八 会計監査 2 名の選出

第 16 条 議事は議事の出席者の過半数で決め、可否同数の時は議長が決める。

第 17 条 総会の議長は出席会員により選出する。

第 18 条 役員会は会長又は複数の役員が必要と認めるとき会長が招集する。尚、役員会は電磁的にも行うことができる。

第 19 条 役員会はこの会則により総会の議決が必要と規定されたもの以外の事項を議決する。

第 20 条 役員会の議長は会長をもって充てる。

第 21 条 役員会の議決は役員の 3分の1 以上が出席し、かつその過半数の同意を必要とし、賛否同数の場合は議長が議決する。

第 5 章 会計及び財産

第 22 条 本会の会計年度は 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

第 23 条 本会の財産は会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

第 24 条 本会の財産管理は会長の管理のもとに会計が行う。

第 25 条 本会の会計は会計年度ごとに会計監査を受ける。

第 6 章 細則

第 26 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は役員会の議決により会長が別に定める。

設立年月日

平成 2 年 3 月 14 日

附則

この会則は、平成 2 年 3 月 14 日から施行する。

平成 3 年 10 月 17 日改訂

(第 21 条 「3分の2以上」を「2分の1以上」に変更；第22条 会計年度の変更)

平成 20 年 3 月 5 日改訂

(第 1 条 「北大医療技術短期大学部同窓会」を「北海道大学医学部保健学科・医療技術短期大学部同窓会」に名称変更)

平成 23 年 3 月 4 日改訂

(第 3 条、第 4 条、第 6 条 北海道大学大学院保健科学院の設立に伴う変更)

平成 29 年 10 月 1 日改訂

(第 2 条、第 4 条、第 6 条、第10条、第11条、第12条、第15条、第18条 組織改編に伴う変更；第 7 条 終身会費の変更；第22条 会計年度の変更)

令和 4 年 9 月 24 日改訂

(第2条に住所を追記；設立年月日の追加；附則の表記修正)

令和 5 年 9 月 30 日改訂

(会名称を「北海道大学医学部保健学科・医療技術短期大学部同窓会」から「北海道大学医学部保健学科・大学院保健科学院同窓会・医療技術短期大学部（略称：北大保健同窓会）」に変更；第 4 条の変更)